

# エフエム愛知「保有個人データ」開示請求にあたって

## 1. 対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報保護に関する法律」第2条第5項に規定されるもので、且つ当社が開示等の権限を有する個人データです。

依って同法により、次に該当するものは請求の対象から除外しますのでご了承下さい。

- (1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの
  - 個人情報の本人または第三者の生命、身体または財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
  - 違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれのあるもの
  - 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
  - 犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 6ヶ月以内に消去することとなるもの

## 2. 請求者および代理人の確認にあたって

この請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名、住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険被保険者カード、住民基本台帳カード、パスポート、外国人登録証明書、年金手帳等）のうち、2種類を選びそのコピーを同封して下さい。

また代理人については、本人および代理人の上記確認書類に加え、代理であることを示す書類（未成年または成年被後見人の法定代理人であることを証明する書類、もしくは本人からの委任状）の提出していただきます。

## 3. 請求手数料について

当社は個人情報保護法第30条に基づき、開示請求にあたり以下の手数料を定めています。開示請求書の提出時に金額分の郵便切手を同封して下さい。

開示請求手数料 1件につき500円

またその他実費を要した場合はその実費分を別途請求させていただきます。

**4 . 以下の事項に該当する場合は請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。**

- ( 1 ) 当社が報道および著述を目的に請求者の個人情報を利用したとき
- ( 2 ) 請求に係る個人情報の本人および第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- ( 3 ) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
- ( 4 ) 他の法令に違反することとなる場合
- ( 5 ) 本人確認ができない場合
- ( 6 ) 当社の定めた請求手続きに従わない場合
- ( 7 ) 手数料を支払わない場合

以上

株式会社 エフエム愛知 宛

## 開示請求書

平成 年 月 日

申請者氏名 印  
住 所  
電話番号  
連絡先（連絡先が上記本人以外の場合は、連絡者の住所、氏名、電話番号）

私は、貴社の保有する個人データの公開に関する規程に基づき、私とそのデータの本人であることを証明する書類を添えて、下記のとおり情報の開示を請求します。

### 記

1. 請求する保有個人データの名称など

2. 希望する開示の方法  
書面の郵送

3. 開示請求手数料（1件につき500円）

手数料 件 円

以上

\* 以下の欄には記入しないで下さい

| 請求日 | 開示日 | 担当者 | 本人確認書類 | 備考（その他実費など） |
|-----|-----|-----|--------|-------------|
|     |     |     |        |             |